



## 保険セクターにおける人工知能(AI)の 規制・監督の現状

Developments as of March 2023

Center for  
**Regulatory  
Strategy  
US**

# 全米保険監督官協会 (NAIC)

NAICは、2年半以上前に、最初の広範な文書「人工知能 (AI) に関する原則」を公表し、そして、ようやく今、AIにかかる検討を本格化し始めている。

NAICが2020年8月に全会一致で採択した同原則は、現在までに42か国が採択している経済協力開発機構 (OECD) のAI原則をベースとするものである。NAIC原則は、①公正性と倫理 (Fair and Ethical)、②説明責任 (Accountable)、③法令遵守 (Compliant)、④透明性 (Transparent)、⑤確実性、安全性および頑健性 (Secure, Safe, Robust) の5つの原則から成り、これら5つの原則はそれぞれの頭文字をとって「FACTS」と称される。換言すると、同原則は、説明責任 (accountability)、公正性 (fairness)、透明性 (transparency) ならびにアウトプットの安全性および確実性 (safe and secure) という、3つのハイレベルな原則に従うものである。同原則が採択されたことで、「保険会社は、AIのデータ、モデル・プロセスおよび誤りに責任を有するべきである」という、規制上の方向性が定まった。同原則は、保険会社のリスク管理のアプローチが、体系立ったものであり、AIの各ステージに継続的に適用され、また、現行の法規制に準拠したものであることを求めている。

NAICは2023年2月、その意図を強調するため、同年の規制・監督上の優先事項として、保険会社の責任あるデータとAIの利用に関する新たな枠組みとガイダンスを策定することに言及した。

保険規制当局は、監督が必要であると考えており、また、保険会社がAIのリスクを管理することを期待している。州の保険長官がその州公報 (state bulletin) で強調している要素の一つは、「保険を提供するか否かの判断をAIが行うプロセスで用いられる社内外のデータ、予測モデル、機械学習 (ML) は、保険会社が保持するとともに、関係する州法に基づき、保険長官に提供すべきである」という原則である。「意図的ではなかった」という説明は、法令を遵守していないことや、予測モデルの生成物にバイアスが存在することに対する言い訳とはならない。実際、NAIC原則は、「AIの当事者 (※訳者注：保険会社やサードパーティ、格付・データ提供者、アドバイザー等、AIシステムのライフサイクルで積極的な役割を果たすすべての者。) は、生成物やシステムの作成、実装および影響に対して責任を有するべきである」との考えを示している。

なお、不当な差別 (unfair discrimination) のリスクは、「保険会社が利用するAIシステムにおいて防止されるべき、法令に準拠していない生成物」として、「FACTS」の中で3度言及されている。

NAICの5つの主要なAI原則の概要は、以下のとおりである。

1. **公正性と倫理**：AIの当事者は、AIのライフサイクルを通じて、法規範を尊重すべきである。AIの当事者は、消費者のために有益な結果を追求し、また、保護対象層 (protected class) に対するプロキシ差別 (proxy discrimination) を回避するため、信頼できるAIの責任ある管理に積極的に取り組むべきである。
2. **説明責任**：AIの当事者は、それぞれの役割に応じて、適切な文脈と進化する技術の範囲内で、AIシステムがNAIC原則に準拠して運用されていることに説明責任を有しているべきである。企業は、最終的なAIの生成物をサポートするデータ・システムを所有しなければならない。
3. **法令遵守**：AIの当事者は、適用されるすべての保険関連の法令を遵守するための知識とリソースを有していなければならない。また、違反が意図的であるか否かを問わず、法令遵守が常に求められる。
4. **透明性**：AIの当事者は、所有するアルゴリズムの機密性を保護し、また、AIが配置される全ての州における各法令に準拠していることを説明する能力を有していなければならない。規制当局と消費者は、AIが下す保険にかかる意思決定について、分かりやすい形で照会し、レビューし、また、救済を求めるための方法を有するべきである。
5. **確実性、安全性および頑健性**：AIシステムは、通常もしくは合理的に予見可能な利用の状況下において、そのライフサイクル全体を通じて、頑健、確実かつ安全であるべきである。AIの当事者は、データ・セット、プロセス、および、行われる意思決定について、AIシステムのライフサイクルにわたって、合理的な水準の追跡可能性を確保すべきである。

NAICおよびいくつかの州当局は、AIから生じるバイアスや不当な差別に対処するための措置を講じ、また、一部では、AIにかかる法執行の制度を構築することを試みるため、2022年末までに、NAIC原則を超える取り組みを行っていた。

NAICレベルでは、イノベーション、サイバーセキュリティおよび技術委員会 (以下、「H委員会」) の議長は、NAICのメンバーの行動として、AIの利用にかかる規制上の枠組み (その詳細は、モデル公報 (model bulletin) に記載されることが想定される。) を開発し、

採択するための取組みを行うことを宣言した。H委員会のKathleen Birrane議長（メリーランド州保険長官）は、「多くの（NAIC）メンバーは、現行の保険引受および料率の基準、ならびに、不公正な取引および支払いの実務は、AIの利用にも適用可能であると強く感じている」と指摘した。新たな枠組みは、少なくとも現時点では、規範的なものとしてではなく、原則ベースなものとして、また、AIの利用にかかる具体的なケースや使用方法を詳細に取り決めるものではなく、ハイレベルのガイダンスとして機能するよう設計される。

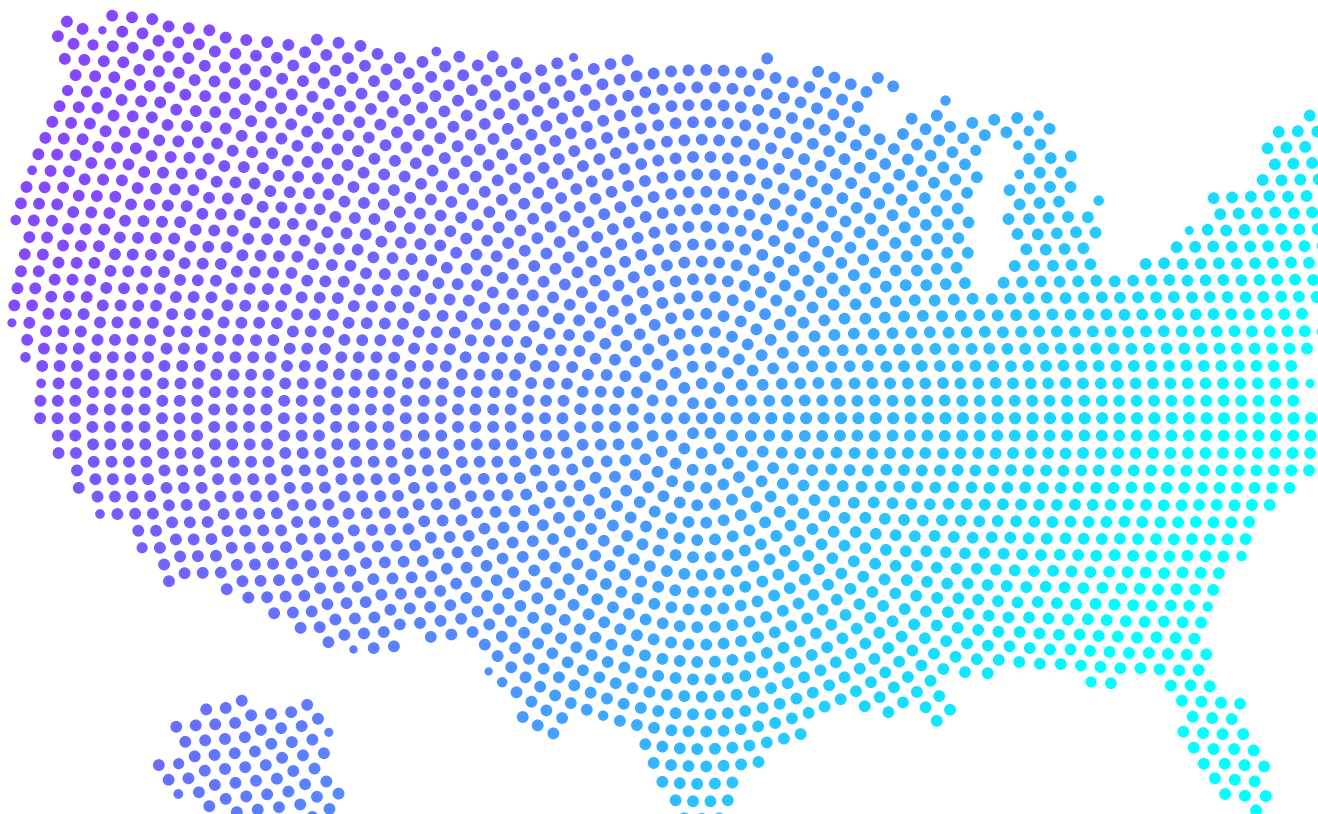
Birrane議長は、2022年12月にタンパで開催されたNAIC秋季大会において、「我々は、すべてのことについて常に意見が一致する訳ではなく、また、同じ政治的焦点を持っている訳でもない。しかしながら、我々は、そうした相違を横に置き、保険業界において消費者を保護するという我々の使命にとって非常に重要な事項について、一致団結し、協力・協働して、迅速に取り組むことができるということにいつも驚かされる。」と述べ、AIのバイアスに真剣に取り組むことについてNAIC内で見解が一致していることを明確にした。

上述のBirrane議長コメントを踏まえると、NAICの取組みについて、以下のことが期待される。

- **誰が**： 解釈的なモデル公報のドラフティング作業は、協力フォーラム（Collaboration Forum）と同フォーラムを構成する多くのNAICの作業部会を通じて、H委員会によって行われる。すべてのNAICのメンバーはそれに参加することができる。

- **何を**： 解釈的なモデル公報では、導入と背景、権限、定義、保険会社によるAIの利用にかかる規制上の期待（ガバナンスおよびERMにかかる期待を含む。）、および、監督と検査の基準（マーケット・コンダクト、保険料率にかかる届出等の分野が対象となり得る。）が取り扱われる。
- **いつ**： ドラフティングおよび市中協議のプロセスを通じて、激しい議論が行われることが想定される。モデル公報のいくつかの要素については、2023年3月下旬にLouisvilleで開催されるNAICの春季大会までに、また、その後のNAIC会合等において、その案に対してコメントする機会が付与される可能性がある。

一方で、州レベルでは、法律が制定されている、あるいは、法制化が検討されているなど、AIの監督について、複数の州法や連邦法の下における保険長官の権限を確立する公報の作成に向けて取組みが進展している。中には、法的な枠組みと実践に向けた取組みの進展が、NAICの指示を超えているものもあり、業界全体の関心を集めている。最近、コロラド州で行われたステークホルダー会合には、業界や消費者団体から数百人が参加した。以下では、いくつかの主要な州の取組みを概説する。



# 州

## コロラド州

コロラド州は、AIのバイアスにかかる保険会社向けの法的な枠組みの構築において最前線に位置している。約2年前に成立した法律をもとに、同州は、最初の実施、その後のテスト、法執行およびコンプライアンスのプロトコルを定める規制上の枠組みを体系的に構築しているところである。

コロラド州では、時に緊迫した立法過程を経て、初の試みとして、州法SB21-169が2021年7月に制定された。同法は、2023年以降に施行されることとなっている。同州の保険局によると、同法では、ビッグ・データの利用が消費者を不当に差別していないことを検証し、また、そのことを監督当局に示すために保険会社が用いなければならないプロトコルや表示の方法に関する規則を採択する前に、特定の保険のビジネス・ラインとそれらに関するマーケティング、保険引受、保険金支払い請求管理などの実務に対応するため、保険長官とそのスタッフが主導するステークホルダー会議を設けることとされている。

同法と生命保険会社向けの最初の規制案は、議論に参加している業界関係者が指摘しているように、包括的で、厳格なものとなっている。現在、コロラド州は、人種、肌の色、国籍もしくは民族的出自、宗教、性別、性的指向、身体障がい、性自認あるいは性表現に基づいて個人を不当に差別するような外部の消費者データ、情報ソース、アルゴリズムもしくは予測モデルを保険会社が使用することを禁じている。同規制案によると、その対象は、保険引受にかかる伝統的な審査項目（factors）を補完し、もしくは、それに置き換えるために保険会社が利用しているデータや情報のソースにまで及ぶこととなる。それには、信用スコア、ソーシャル・メディアの習慣、購買習慣、住宅の所有、教育の水準、付与されている免許、民事上の判決、裁判記録、死亡率、疾病率もしくは長寿リスクと直接的に関係の無い職業、および、類似の情報ソースから保険会社もしくはサードパーティが算出する保険リスクのスコアが含まれる。

「保険会社による外部の消費者データの利用の制限」という名称のこの法律は、州の制度として入っている、不当な差別にかかる典型的な監督と執行にかかる基準を超えるいくつかの要件を備えている。また、同法は、ガバナンス原則と将来的な検証にかかる規制を策定するため、様々な保険のビジネス・ラインについて、ステークホルダーと議論を重ねながら、長期にわたる実施のプロセスを経ているところである。同規制が施行されると、保険会社には、2年ごとに、文書化と

報告の要件の遵守状況を記載した報告書を保険局に提出することが求められる。

規制の策定について、ステークホルダーとのビデオ会議を経て、重要な局面を迎えており、アルゴリズムと予測モデルのガバナンスにかかる規制が最初に適用される生命保険業界との間で、協議が継続して行われている。健康および損害保険がそれに続くこととなるが、コロラド州の保険長官であるConway氏は、2023年2月7日に行われた保険業界や消費者団体との電話会議において、ガバナンスの実務にかかる生命保険会社向けの規制案は、概して保険会社の他のビジネス・ラインにも適用可能であり、（他のビジネス・ラインの規制も生命保険会社向けの規制と）類似したものとなるであろう、との見解を示している。

現在、生命保険会社によるAIモデルの利用にかかるガバナンス原則の規制案は、業界からのコメントを受け付けているところである。外部データやアルゴリズム、外部データを用いた予測モデルを利用している保険会社は、施行から1年後に、同規制の主要な部分を遵守していることを示す報告書を保険局に提出しなければならない。



保険会社は、AIや予測モデルのインベントリー、ガバナンスやリスク管理の枠組みへの変更、また、それらの変更が外部データやアルゴリズム・モデルの利用に与える影響について、モデルの利用に関して検知されたリスクやそれらのリスクを低減するために講じた施策も含めて、詳細を記載した報告書を、保険局に対して2年ごとに提出しなければならない。

規制案によると、利用しているすべての外部データ、アルゴリズム、予測モデルのアクティブで詳細なインベントリーを維持することに関する要件は、それらが一覧化され、年次のレビューを受けるとともに、変更を能動的に記録し、管理することを求めている。

保険会社は、また、あらゆる形態での外部データの利用に関する包括的な文書を保持しなければならない。それには、外部データ、アルゴリズム、予測モデルの利用の結果として生じる、保険の実務における不当な差別を検知するために行われたテストにかかる記述を含む。その他、メソッドロジー、前提条件、結果および過度に不利な生成物に対応するために講じた施策も含まれる。

ガバナンス規制が施行された後に適切なタイミングで実施されるバイアス・テストについて、そのためのプロトコルは、保険のビジネス・ラインによって異なり得る。Conway長官によると、現時点では、保険局の規制は、他の保護対象層においてそのメンバーシップを確認もしくは推察する手法が確立されるまでの間、まずは、保険引受における人種差別やバイアスのみに対応し、分析することとなる。なお、規制当局によって議論されている人種を推定する方法は、RAND社によって開発されたBayesian Improved First Name Surname Geocoding (BIFSG) に基づくものとなる。

2月7日に行われたデータ収集にかかるセンシティブな実務に関する電話会議において、Conway長官は、5年後には、保険会社は保険局にデータの収集を要請するようになるであろうとの見解を示した。

その後、アルゴリズムと予測モデルのガバナンス規制案にかかる非公式な意見提出の期間は、保険局によって、3月7日まで延長された。

州法SB21-169の下で、保険会社は、外部データ・ソースの利用が個人を不当に差別しているか否かを上記の基準に基づいて判断するため、合理的に設計されるリスク管理の枠組みを構築し、維持しなければならない。

最初の段階では、同制度は、人種に焦点を当て、人種を推定するための手法を利用する。同法において特定されているその他の保護対象層は、容易には特定できず、したがって、保険会社からデータを収集する必要があると考えられる。当局とステークホルダーとの間の議論を踏まえると、データの提出は、現時点では求められていないものの、将来的には求められる可能性がある。

保険業界は、議論に積極的に参加しており、一部の者は、生命保険会社向けにガバナンスの規制案は、具体的すぎであり、また、報告や文書化の要件の多くが詳細に規定されているなど、ガバナンスやリスク管理について真にプリンシプル・ベースなアプローチを提示していない、と指摘している。

コロラド州の規則が採択されると、保険会社には以下のことが求められるものと想定される。

- 保険のビジネス・ラインや商品に固有のアルゴリズムや予測モデルの開発および実装において保険会社が利用する外部データのソースに関する情報を報告すること。
- 外部データ・ソースの利用方法を説明すること。
- 法律によって特定された保護対象層に基づき、保険会社による外部データ・ソースの利用が個人を不当に差別しているか否かを可能な範囲で判断するため、合理的に設計されるリスク管理の枠組みを構築し、維持すること。
- リスク管理の枠組みの結果を評価すること。
- 不当な差別のリスクを最小化するための措置（継続的なモニタリングを含む。）を講じること。
- リスク管理の枠組みが、継続的に、適切に実践されていることを証明すること。（それは、保険会社のCROによって実施される。）
- 同規則には、保険会社が新しい枠組みを構築する際に検討する、以下の様な規定が含まれていなければならない。
- 保険会社が外部データ・ソースにおける不当な差別の影響を修正するための合理的な期間。

## コロンビア特別区 (DC)

米国の州の保険制度を構成する50の州・地域の中で取組みが先行している他の地域は、コロンビア特別区である。同特別区の保険・証券および銀行局 (Department of Insurance, Securities and Banking : DISB) は、意図せざるバイアスを評価し、また、発見された事項に対応するには法令が必要であるかどうかを判断するため、保険の申込みおよび保険料の見積りにかかるデータを収集することを提案している。

DISBは2022年11月30日、2023年1月をコメント期限とする市中協議文書の中で、「データのレビューは、人種と民族に焦点を当て、意図しないバイアスを特定し、また、それに対応することを目指すものである。」と述べている。市中協議に付されたテンプレートによると、データ収集の締切は2023年4月28日である。

収集されたデータを分析し、制御変数として使用される閾値が決定される。DISBは2月中旬、データ収集を開始するため、DCで一般車両保険ビジネスを行っているすべての保険グループに対して、マーケット・コンダクトにかかる検査状 (examination warrant) を発出した。検査の対象となる期間は、2019年1月1日から2月17日である。

保険長官のKarima Woods氏は、「保険会社が保険引受において用いる審査項目について、意図せざるバイアスにつながり得る審査項目の利用に対応するためには、データが必要である」と判断した。それを受け、DISBは2022年6月、アルゴリズム・リスク・コンサルティング企業であるO'Neil Risk Consulting and Algorithmic Auditing (ORCAA) と提携を開始した。最初の作業では、その対象を一般車両保険と運転に関連しない審査項目の利用に限定して、レビューが行われる。

DISBは、「レビューの結果、料率にかかる追加的な報告要件が必要であるとの結論に至る可能性がある。その場合には、適切な移行期間を経て、新たな要件が実施される。また、保険引受や料率の決定の実務において保険会社が利用するいくつかの審査項目について、そのような審査項目が意図せざるバイアスにつながっていると判断される場合には、法律を改正する必要も生じ得る。」と述べている。

なお、当該レビューのプロセスでは、以下の事項は求められない。

- 本取組みの一環として収集された会社固有のデータの公開。
- 保険会社が保険の申込者や顧客に関する人種・民族のデータを収集または保持すること。

保険会社は、提出したコメント・レターにおいて、「『不当な差別』は法的に定義されているものの、『バイアス』は定義されていない。DISBは、その定義を明確にするとともに、データを収集し、開示し、評価する法的根拠を設ける必要がある。」と述べている。また、「比較リスク (comparative risk) 手法が適用できない場合には、マーケットやソルベンシーの水準に対して悪影響が生じる可能性もある」との懸念を表明している。業界団体は、「不当な差別 (を禁じる法律) は、同様のリスク・プロファイルを有する者に異なる保険料を提示することを禁じている」と述べ、データ収集の対象となり得る個々のデータ項目のほか、DCが独自にレビューを行うべきであるのか、あるいは、他の州・地域、保険の申込や料率算定プロセスの専門家と協調して行うべきであるのかという点について疑問を呈している。

なお、複数の州が公報を発行しており、ケース・バイ・ケースのアプローチで見られる様に、それらは時に広範であり、時に非常に個別的なものである。



## カリフォルニア州

Ricardo Lara保険長官は2022年6月30日、3,710億米ドルの市場規模を有するカリフォルニア州の保険業界に対して公報を発出し、「すべての保険会社やその他の免許を受けた者は、同じ状況にある者をすべて同様に扱う方法で保険を販売し、保険料を請求し、疑わしい行為を調査し、保険金を支払うべきである」とあらためて述べるとともに、「アルゴリズムに依存することによって、人種、性別、障がいのステータスなど、保護対象層にとって、拒絶等のより悪い結果をもたらす可能性がある」と警告した。

具体的には、Lara長官は、「カリフォルニアの居住者、事業者および保険契約者に影響するあらゆる保険取引について、保険の販売、保険料の算出、保険の引受、保険金支払い請求の処理、疑わしい行為の調査を行う際、保険会社およびその他の免許を受けた者は、意識的であるか否かにかかわらず、人口知能やその他のビッグ・データの利用によって生じ得る、また、しばしば生じている、いかなるバイアスや差別も回避しなければならない。」と命じた。

カリフォルニア州は、AI、アルゴリズム、ビッグ・データの利用が高まるにつれ、州内外で消費者の苦情が増加している、と述べている。

公報は、保険金支払い請求の調査のために不公正にいくつかの郵便番号を特定することは、不合理で不公正な取扱いにつながり得ると述べ、「カリフォルニア州は、行動の指針となるステートメントを発出するだけでなく、実際に行動を起こしている。カリフォルニア州保険局は、保険のビジネス・ラインの多くにおいて技術やデータの利用から生じた潜在的なバイアスや申立てがあった不当な差別の事例を調査している。」と警告している。

公報2022-05は、「保険会社は、拒絶、制限、保険料の増額、または、その他の不利な措置を講じる際に複雑なアルゴリズムを用いている場合、その具体的な理由を示さなければならない」と命じている。Lara長官は、「カリフォルニア州保険局は、販売、料率、保険金支払い請求および保険引受の基準やプログラム、アルゴリズム、モデルを精査するため、マーケット・コンダクトの検査の範囲内で保険会社の検査を行い、必要に応じて、制裁措置を講じることができる」と述べている。

Lara長官は、保険金の支払いにおいて勘案するために、顔認識技術を通じて生体認証データを収集し、利用することに懸念を有している。

公報は、「こうしたモデルやデータを利用することで、損失のリスクと保険数理的な関係とが十分に確保されないことも多く、その結果、消費者を不当に差別し得る。仮に、損失のリスクと保険数理的な関係とが確保され得る場合であっても、特定の法律が明示的に規定していない限り、保護対象層に対する差別は、絶対的かつ無条件で禁止されている。」と述べている。



## コネチカット州

コネチカット州保険長官のAndrew Mais氏は、誤用や差別の可能性に備えることを目的として、AIに関連する実務のレビューを行うための施策を講じている。コネチカット州保険局（CID）は、そのレビューに、NAICのAIの枠組みを利用している。CIDは2021年、その意図に関するプレス・リリースを、また、2022年には、正式な通知（notice）を発出し、「CIDは、消費者や事業効率化のために技術的な進展や機会を業界が利用することを支持しているものの、保険会社は、連邦および州の反差別法を遵守すべきである」との見解を示した。コネチカット州は、保険会社に対し、「CIDは、保険会社およびサードパーティ・ベンダーやデベロッパーに対して、保険料率の算定において利用されている予測モデルを構築するために用いたデータ、様式および保険引受にかかる報告へのアクセスを与えることを要求し得る」旨をあらためて指摘した。この権限は、2021年以降、すべての届出における保険会社やサードパーティ・ベンダー、モデル開発者等のデータにアクセスすることを可能にしている。

CIDは、2022年4月の通知において、保険会社に対して、適用される反差別法を遵守していることを証明するよう要求している。

CIDは、また、企業内データの展開、企業内データのガバナンス・プロセス、ならびに、ビッグ・データ、AIおよび予測モデルのリスク管理とコンプライアンスに関して、インベントリー管理から品質評価に至るまで、潜在的な規制上の懸念を特定している。

CIDとMais長官は2022年10月、消費者を保護し、また、業界を監視することを目的として、AI、ビッグ・データおよび機械学習の監督を強化するため、単一のユニット内にすべての保険数理とデータ・サイエンスの機能を統合し、AIの監督に向けた次の一手を打った。なお、同ユニットは、副長官でチーフ・アクチュアリのWanchin Chou氏が率いることとなる。





## ルイジアナ州

ルイジアナ州では、ビッグ・データが結果を歪め、不利な帰結をもたらした大きな事例が既に存在しており、保険長官が対応することとなった。

保険長官のJim Donelon氏は、2023年1月25日付の公報において、ルイジアナ州で財物保険を引き受けるすべての保険会社に対し、すべての保険契約者が公正に扱われる権利を有すると定める州法に従うよう、あらためて周知した。同公報は、特定の小規模な都市や郡におけるネガティブな犯罪スコアに基づいて財物保険の引受が拒絶されることとなった、サードパーティのデータ・ソースに関する事例に端を発するものである。

問題となったのは、サードパーティが使用した犯罪データベースである。同データベースでは、閉鎖された州刑務所内の事件によって、地域の犯罪の比率がより高くなっており、そのことが、同地域で財物保険を求めている市民に不利な影響を生じさせていた。FBIの犯罪データベースを用いて保険引受の犯罪スコアを計算している同データベースの提供者は、St. Francisville町およびWest Feliciana郡に格付Fを付与していた。しかしながら、犯罪活動は、Angola州刑務所内における服役囚同士の犯罪を反映してしまっており、St. FrancisvilleやWest Feliciana郡のその他の地域における犯罪のリスクを正確に反映したものとなっていないことを、Donelon長官は公報の中で説明した。同長官は、同地域で保険を引き受けるすべての保険会社に対し、本事案を勘案し、保険契約者を公正に取り扱い、また、その際、ベンダーのデータに依存しないよう指示した。



## ニューヨーク州

ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）は2019年、通達（circular letter）を発出し、生命保険会社は、そのソースが保護対象層と何ら関係していないことを証明できる場合を除き、保険引受や保険料率の算定に外部のデータ・ソース、アルゴリズム、予測モデルを用いることを禁止した。生命保険会社は、そのデータの利用に際し、不当な差別にかかる規制を遵守しなければならない。

NYDFSは、特定層の個人を差別から保護する、州の保険法、行政法（executive law）、一般事業法および連邦公民権法に言及している。保護対象層には、人種、肌の色、信条、国籍、家庭内暴力の被害者としての地位、過去の合法的な旅行もしくは性的思考が含まれる。

他の規制当局と同様に、NYDFSは、データおよび予測モデルのサードパーティ・プロバイダにおいて、消費者に対する透明性、ならびに、規制監督および消費者保護が欠如していることについて、重大な懸念を表明した。

保険会社は、保険の引受の拒絶、制限、異なる、もしくは、より高い料率の提示、または、消費者にとって不利な保険引受の決定を行った際、それらの決定に影響を与えたデータが外部データ・ソースや予測モデルから得たものである場合、その決定の理由を説明しなければならない。また、保険会社には、その決定の根拠とした情報の具体的なソースを開示することも求められる。

外部データ・ソースには、自動車の運転記録や犯罪歴の検索は含まれない。犯罪歴には、過去の有罪判決もしくは未決の刑事事件のみが含まれる。他方で、NYDFSは、何ら罪に問われなかった逮捕や起訴、拘禁、または、住居問題を取り扱う裁判所への出頭、民事訴訟、抵当権、破産などの民事紛争歴は犯罪歴には含まれない、と述べている。

NYDFSは、ある調査において、保険引受における外部データ・ソースの利用は、同州の法律によって禁止される「差別の形態を隠蔽する可能性が非常に高い」ことを検知している。NYDFSは、通達において、「外部データ・ソースの多くは、地理的データ（コミュニティ・レベルの死亡率、中毒率、喫煙率を含む。）、住宅所有データ、信用情報、教育水準、免許、民事判決、裁判記録などを用いており、それらのすべては、偽装された、違法な、人種に基づく引受につながる可能性がある。」と述べている。

NYDFSは、消費者の購買履歴、ソーシャル・メディアやインターネット、モバイル活動における行動や言動、地理的な位置情報の追跡、保険申込者の電子機器の状態や種類からデータを選別する予測モデルに対して警告を発し、「ニューヨーク州および連邦法において特定されている保護対象層に種々の異なる影響を及ぼし得る」と述べている。



# ホワイトハウス

連邦レベルでは、ホワイトハウスがAI権利章典（AI Bill of Rights : AIBoR）の草案を公表している。米国科学技術政策局（OSTP）は2022年10月、AIBoRを公表した。AIBoRは、法的拘束力を有しないものの、最新の技術革新を利用してシステムを自動化する際に、組織に対して指針を提供するものとなる。同草案は、以下の5つの原則を有している。

01. 安全で効果的なシステム
02. アルゴリズムによる差別の保護
03. データ・プライバシー
04. 通知と説明
05. 人による代替、配慮およびフォールバック

草案におけるアルゴリズムによる差別の保護に関する章は、差別を、「自動化されたシステムが、人種、肌の色、民族、性別（妊娠、出産および関連する医療の状況、性自認、インターセックスのステータス、ならびに、性的指向を含む。）、宗教、年齢、国籍、障がい、兵役経験、遺伝情報もしくは法律によって保護されるその他のいかなる層に基づき、人に対して不当に異なる取扱いを行う、もしくは、不当な影響をもたらす場合」と定義している。生命保険会社は、当然に、保険引受の方針において健康状態や性別（喫煙の習慣、身長、体重、性別など）を考慮しているが、草案は、具体的な状況に言及している。自動車保険を提供する保険会社も、多くの州において、性別を考慮に入れている。ホワイトハウスは、格差のテスト、軽減、（関係する場合には）事案の影響度評価の開示、また、組織による監督のためのプロトコルの実施など、保護が、能動的かつ公平で、また、システムの設計や開発の一部に組み込まれることを呼び掛けている。

国立標準技術研究所（NIST）は、2023年1月26日、AIシステムを設計または提供するすべての組織が任意で利用できるAIリスクの管理の枠組みにかかるガイダンス文書を公表した。



## 企業のチェックリスト： 頑健で基準に準拠したAIの将来の確保

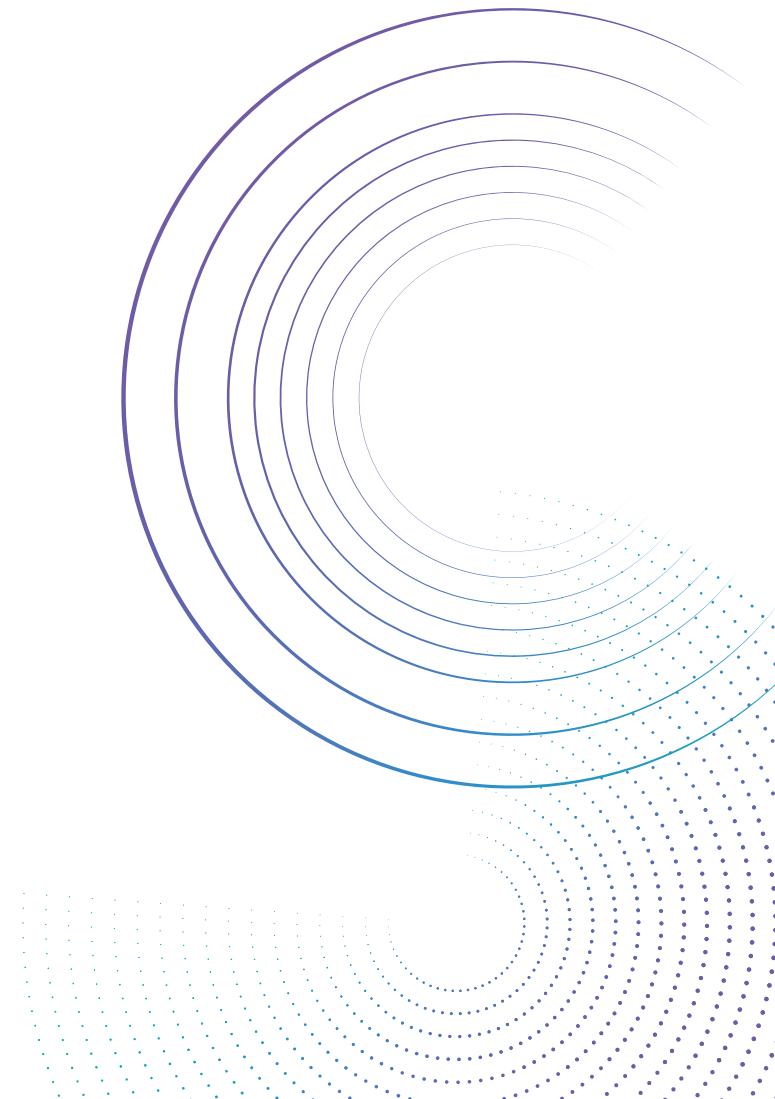
AIのバイアス・テストのプロトコルは、規制レベルでのレビューのために、未だ標準化あるいは開発されていない。他方で、マーケットがそれらのケイパビリティを開発し、また、データの継続的なモニタリングを行う動的なシステムがテストのために十分なデータを提供できるようになることは、時間の問題である。Deloitteによると、ホワイトハウスの草案は、組織が自動化やAIによってイノベーションを受け入れる際、米国民を能動的に保護するよう組織に行動を求める政府の最新の要請であり、また、必然的な将来の立法の方向性を打ち出すことができるものである。

保険引受のプロセスの多く、また、法律ですら、危害やバイアスを測定するベースとなり得る、人種、民族、出身国その他の保護対象層の属性に関するデータを収集することを許可していない。他方で、サードパーティや規制当局の中には、そのような情報を推定するため、システムで対応しようとしている者も存在する。長期的には、州や連邦の規制当局からより多くのデータを収集することが可能となる。

保険会社は、今から取組みを開始する、あるいは、取組みを継続するに際し、以下の点に留意すべきである。

- 法令を遵守できるよう、法案、法律およびガイダンスの枠組みに注意を払うこと。
- すでに法的に担保されている不当な差別が、郵便番号もしくはより詳細な水準で生じ得ないかどうかを確認することを目的として、AIの生成物をテストするための能力を有し、また、監視モニタリング・システムを構築すること。
- 組織全体およびベンダーとの間で、AIシステムを継続的に評価すること。
- 潜在的なバイアスにかかる消費者からの苦情（州の規制当局に対して必然的に申し立てられるであろうものを含む。）に対して、透明で理解し易いデータ・プロセスを構築し、直ちに対応できる準備をし、また、特定された場合、バイアスを軽減し、もしくはそれに、対応できるようにしておくこと。
- AIの利用に関して、組織全体にわたる、また、社内外を問わず、AIが関係する保険の取引のプロセスの各パートについて、トレーニング・プログラムを作成すること。CROは、その役割として、現状では、企業のリスク管理の枠組みを継続的に少なくとも1つの地域で証明することが期待されており、したがって、経営幹部や取締役会の支持を受けていなければならない。

- 引受からマーケティングに至るまで、すべてのビジネス・セグメントがNAICおよびホワイトハウスの行動規範に継続的に整合しており、また、各セグメントの個々の観点、新たな規制上の要件が開発される際にそれらを取り入れることができる柔軟なシステムで各セグメントの個々の観点を運用できることを確保すること。
- AIのデータ・セットに基づき、保険契約の拒絶やより高い保険料の設定などの不利な意思決定が行われる際、情報をタイムリーかつ明確な言葉で顧客と共有できるようにしておくこと。
- サードパーティのベンダーに対する強力な監督とコミュニケーションを維持すること。規制当局は、保険会社の現在および潜在的な保険契約者のための意思決定に組み込まれる、予測モデルやAI/MLの生成物に対する責任を保険会社に負わせている。



## 脚注

1. National Association of Insurance Commissioners (NAIC), "[Principles on artificial intelligence \(AI\)](#)," August 14, 2020.
2. NAIC, "[Announces 2023 regulatory priorities](#)," press release, February 13, 2023.
3. NAIC, "[Principles on artificial intelligence \(AI\)](#)."
4. Ibid.
5. American Academy of Actuaries, "[American Academy of Actuaries: Comment Letter to DISB on its review of automobile insurance for unintentional bias](#)," InsuranceNewsNet, August 24, 2022.
6. Colorado Division of Insurance, "[SB21-169 – Protecting consumers from unfair discrimination in insurance practices](#)," accessed February 2023.
7. Colorado Division of Insurance, "[You're invited: Unfair discrimination in insurance practices - Life insurance stakeholder meeting](#)," January 20, 2023.
8. Colorado Division of Insurance, "[SB21-169 – Protecting consumers from unfair discrimination in insurance practices](#)."
9. Colorado Division of Insurance, "[3 CCR 702-4 Life, Accident and Health, Governance and risk management framework requirements for life insurance carriers' use of external consumer data and information sources, algorithms, and predictive models](#)," accessed February 2023.
10. Ibid.
11. Melony E. Sorbero et al., Imputation of race and ethnicity in health insurance marketplace enrollment data, 2015–2022 open enrollment periods (Santa Monica, CA: RAND Corporation, 2022).
12. Colorado Division of Insurance, "[Extended time to comment – Draft proposed algorithm and predictive model governance regulation](#)," February 15, 2023.
13. Colorado 74th General Assembly, "[Signed Senate Bill 21-169](#)," July 6, 2021.
14. Colorado Division of Insurance, "[3 CCR 702-4 Life, Accident and Health, Governance and risk management framework requirements for life insurance carriers' use of external consumer data and information sources, algorithms, and predictive models](#)."
15. Colorado 74th General Assembly, "[SB21-169: Restrict Insurers' Use of External Consumer Data](#)," 2021.
16. Karima Woods, "[Request for comment – Draft data call on unintentional bias in automobile insurance](#)," District of Columbia Department of Insurance, Securities and Banking (DISB), November 30, 2022.
17. Ibid.
18. DISB, "[Evaluating unintentional bias in private passenger automobile insurance](#)," accessed March 9, 2023.
19. O'Neil Risk Consulting and Algorithmic Auditing (ORCAA), "[ORCAA is helping DC DISB test for unintentional bias in auto insurance](#)," June 7, 2022.
20. DISB, "[Evaluating unintentional bias in private passenger automobile insurance](#)."
21. American Property Casualty Insurance Association (APCIA), "[American Property Casualty Insurance Association response to DISB request for comments on draft data call related to unintentional bias in personal automobile insurance](#)," January 20, 2023; District of Columbia Insurance Federation, "[DCF submission on December 1, 2022, DISB request for comment – Draft data call, unintentional bias in automobile insurance](#)," January 20, 2023.

22. California Department of Insurance, Ricardo Lara, "[Bulletin 2022-5: Allegations of racial bias and unfair discrimination in marketing, rating, underwriting, and claims practices by the insurance industry](#)," June 30, 2022.
23. Connecticut Insurance Department, "[Notice to all entities and persons licensed by the Connecticut Insurance Department concerning the usage of big data and avoidance of discriminatory practices](#)," April 20, 2022; Connecticut Insurance Department, "[Commissioner Mais reminds insurers to avoid discriminatory practices with big data](#)," press release, April 14, 2021; Connecticut Insurance Department, "[CT Insurance Department reviewing artificial intelligence use in insurance](#)," press release, May 24, 2021.
24. Connecticut Insurance Department, "[Connecticut Insurance Department restructures actuarial division to better regulate industry's use of technology](#)," press release, October 27, 2022.
25. Louisiana Department of Insurance, James J. Donelon, "[Bulletin 2023-01: Appropriate use of crime statistics in underwriting and rating of property insurance policies](#)," January 25, 2023.
26. New York State Department of Financial Services, "[Insurance Circular Letter No. 1 \(2019\): Use of external consumer data and information sources in underwriting for life insurance](#)," January 18, 2019.
27. Ibid.
28. Deloitte, "[Deloitte's Trustworthy AI™ Framework and the White House Blueprint for an AI Bill of Rights](#)," November 2022.
29. The White House, "[Blueprint for an AI Bill of Rights](#)," October 4, 2022.
30. Amy Fontinelle, "[How being nonbinary affects getting life insurance](#)," Investopedia, September 1, 2022.
31. Michael Evans, "[Do you have to identify as male or female when getting car insurance?](#)," The Balance, May 16, 2022
32. National Institute of Standards and Technology (NIST), "[NIST risk management framework aims to improve trustworthiness of artificial intelligence](#)," press release, January 26, 2023.
33. Deloitte, "[Deloitte's Trustworthy AI™ Framework and the White House Blueprint for an AI Bill of Rights](#)."

# 問い合わせ先

## Rich Godfrey

Principal | Deloitte & Touche LLP  
[rgodgrey@deloitte.com](mailto:rgodgrey@deloitte.com)

## David Sherwood

Managing Director | Deloitte & Touche LLP  
[dsherwood@deloitte.com](mailto:dsherwood@deloitte.com)

## George Hanley

Managing Director | Deloitte & Touche LLP  
[ghanley@deloitte.com](mailto:ghanley@deloitte.com)

## Tim Cercelle

Managing Director | Deloitte & Touche LLP  
[tcercelle@deloitte.com](mailto:tcercelle@deloitte.com)

## Oz Karan

Partner | Deloitte & Touche LLP  
*Trustworthy AI Leader*  
[okaran@deloitte.com](mailto:okaran@deloitte.com)

## Satish Iyengar

Managing Director | Deloitte & Touche LLP  
*Trustworthy AI – FSI Leader*  
[sivyengar@deloitte.com](mailto:sivyengar@deloitte.com)

## Deloitte Center for Regulatory Strategy

## Irena Gecas-McCarthy

Principal | Deloitte & Touche LLP  
[igecasmccarthy@deloitte.com](mailto:igecasmccarthy@deloitte.com)

## Jim Eckenrode

Managing Director | Deloitte Services LP  
[jeckenrode@deloitte.com](mailto:jeckenrode@deloitte.com)

## Liz Festa

Senior Research Specialist | Deloitte Services LP  
[lfesta@deloitte.com](mailto:lfesta@deloitte.com)

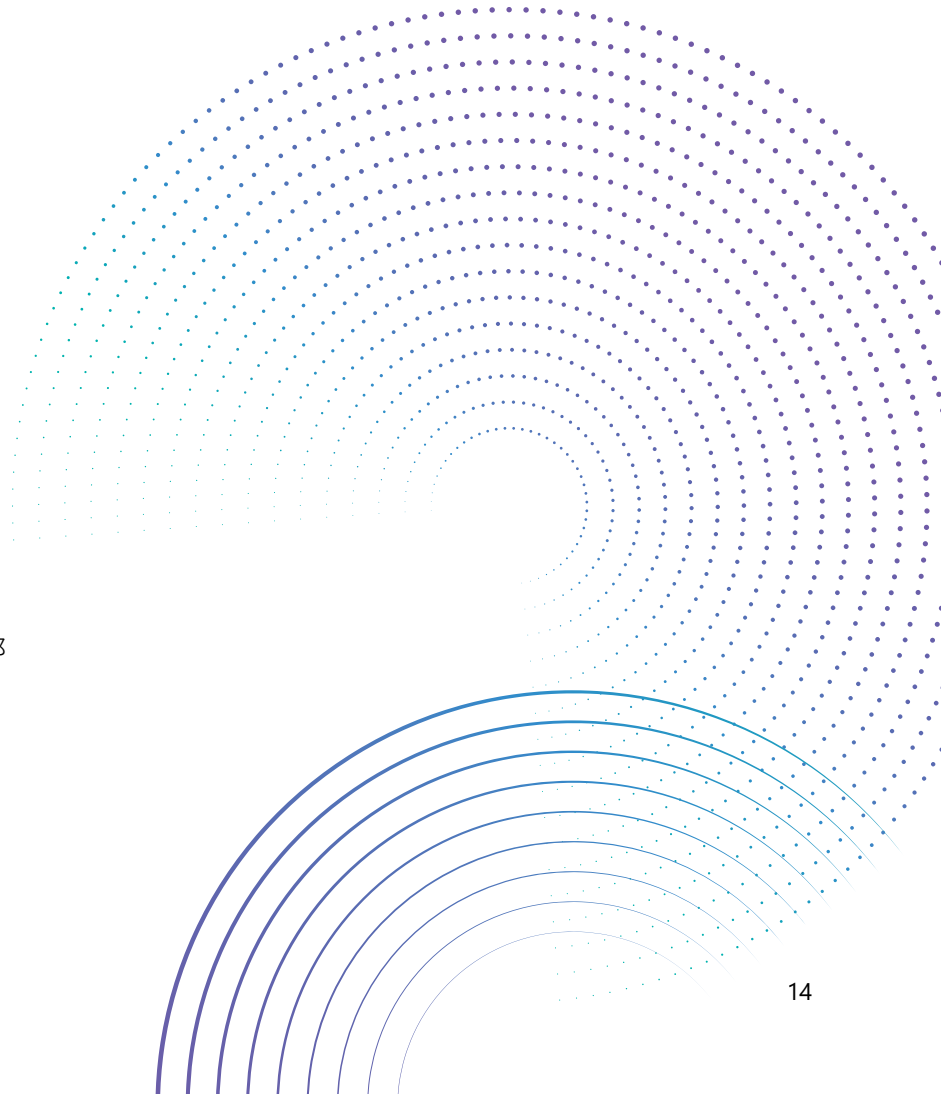
## 日本の問い合わせ先

### Holger Froemer

パートナー | 保険セクターリーダー  
デロイト トーマツ コンサルティング合同会社  
[hfroemer@tohmatu.co.jp](mailto:hfroemer@tohmatu.co.jp)

### 小林 晋也 (文責)

マネージングディレクター | リスクアドバイザー-事業本部  
有限責任監査法人トーマツ  
[shinya.kobayashi@tohmatu.co.jp](mailto:shinya.kobayashi@tohmatu.co.jp)



# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（ [www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) ）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数の指しします。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（ [www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) ）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



ISO 69125 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301